

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 9 日

各医療機関の長 様

京都府健康福祉部長

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた
保健・医療提供体制の確認等について（依頼）

平素より、本府の健康福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、府内定点医療機関から報告される新規患者数の増加傾向が続いております。今後も増加傾向が継続し、夏の間には一定の感染拡大が生じた場合には、医療提供体制のひっ迫を招くおそれがあるため、各医療機関に協力いただきたい内容を下記のとおり整理しました。

つきましては、下記内容に御留意いただき、新型コロナの診療等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 外来医療体制について

- 広く一般的な医療機関において新型コロナの診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行っていただき、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨してください。

2 入院医療体制について

- 各医療機関の機能に応じて、新型コロナ患者の入院受入れ体制の構築をお願いします。
- 特定の医療機関に入院患者の受入れが集中しないよう、症状軽快の際の転院（下り搬送）の促進が重要であり、他の医療機関からの積極的な受入れをお願いします。

3 院内感染対策について（外来・入院共通）

- 院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用、ゾーニングや室内喚起の徹底が重要であり、こうした院内感染対策の例は「診療の手引き※」にも記載されているため、適宜活用してください。

(※)「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き第 10.1 版」(P.59～64)参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

4 高齢者施設・障害者施設等における対応について

- これまでに高齢者施設・障害者施設等と連携体制を構築し、施設内の感染拡大防止に協力いただいている医療機関については、引き続き、連携体制を確保してください。
- 感染対策向上加算を届出している医療機関においては、施設基準において、「介護保険施設等から求めがあった場合には当該施設等に赴いて実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、研修を合同で実施することが望ましい」とされていることから、介護保険施設等からの求め等に積極的に対応してください。

5 医療機関等情報支援システム（G-MIS）について

- G-MIS の日時報告等については現在入力を求めておりませんが、今後、さらに感染が拡大した場合には、入力の再開をお願いする可能性がありますので、ご承知おきください。

健康対策課 感染症対策係

TEL：075-414-4723

E-MAIL：kansen@pref.kyoto.lg.jp